

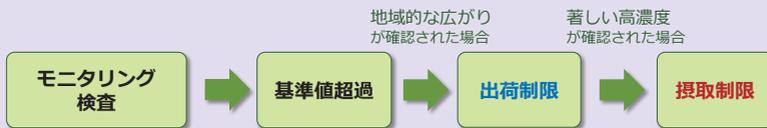
- 原子力災害対策特別措置法に基づく指示
- 地域的な広がり確認された場合に「**出荷制限**」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」

■出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

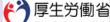
- 地域的な広がり確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1か月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下など。



※食品中の放射性物質検査は主として出荷前の段階において実施されています。
 基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のものがほとんどであり、廃棄等の適切な措置がとられます。
 ※出荷制限が指示された品目・区域については、家庭で栽培・採取された場合にも、比較的多くの放射性物質が含まれている可能性がありますので、頻りに食べることは避けてください。

厚生労働省「食品中の放射性物質の対策と現状について(概要)」より作成 

基準値を超える放射性物質が検出された食品については、状況に応じて、出荷や摂取の制限が行われます。

食品中の放射性物質に関する検査は、原子力災害対策本部が定めたガイドラインに基づき、地方自治体において検査計画を策定し、実施されています。このガイドラインにおいては、過去の検査結果から放射性セシウムの検出レベルの高い食品（野生きのこ・山菜類、野生鳥獣肉など）などを重点的に検査することを定めています。

検査の結果、基準値を超えた場合は、その食品の回収・廃棄が行われるとともに、それが地域的な広がりをもって認められた場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が地域や品目を指定して出荷制限の指示を行います。

また、著しい高濃度の値が検出された品目については、その品目の検体数にかかわらず、速やかに摂取制限を設定することとされています。

（政府広報オンライン「各都道府県等が検査を行い、必要に応じ出荷制限を行います」
<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201204/3.html> 及び原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」2015（平成27）年3月20日に基づき作成）

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2015年3月31日

関連 Q&A

- ・4章 QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか
- ・4章 QA30 食品の出荷制限と摂取制限の仕組みは、どうなっていますか
- ・4章 QA72 家庭菜園で作った野菜など、自己消費する食品についても基準値は適用されるのでしょうか

● 厚生労働省ホームページ「食品中の放射性物質への対応」

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

→厚生労働省トップページから
「食品中の放射性物質への対応」

または、

食品 放射能 検索



● 首相官邸ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/saigai/index.html>

→【東日本大震災への対応】
被災された皆さまへの支援制度情報等

厚生労働省「食品中の放射性物質の対策と現状について(概要)」より作成  厚生労働省

食品中の放射性物質に関する対策などは厚生労働省のホームページや首相官邸のホームページなどから検索、閲覧することが可能になっています。

厚生労働省ホームページ「東日本大震災関連情報 食品中の放射性物質への対応」(http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)では、食品中の放射性物質の基準値、食品中の放射性物質の検査と結果に関わる情報、出荷制限や摂取制限に関する情報、疑問への回答など、多くの情報を得ることができます。また、食品中の放射性物質の対策とその現状を説明する資料を入手することができます。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2015年3月31日

関連 Q&A

・4章 QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか

- 国民に安全な食品を安定的に供給することが基本。
- 関係都県や厚生労働省等と連携。

**食用に適さない農林水産物の発生を予測、
迅速に対応を開始**

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

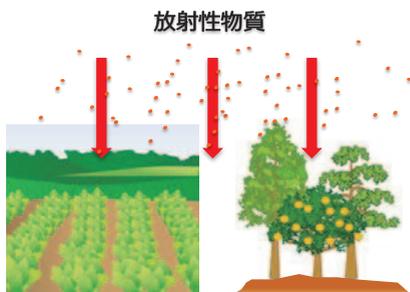
食品中の放射性物質に関する対策において、農林水産省は、国民の皆様へ安全な食品を安定的に供給することを基本として、関係都県及び厚生労働省などと連携しながら、現場対応に取り組んでいます。

本資料への収録日：2013年3月31日

関連 Q&A

- ・ 4章 QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか
- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

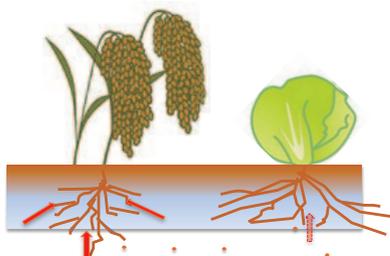
■ 降下した放射性物質による直接汚染



事故直後

事故直後に樹木に付着した放射性物質が果実や新芽に転流

■ 農地に降下した放射性物質の根からの吸収



事故後の作付け等

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

農産物の汚染経路は大きく3つに分けられます。

- ① 左端の図は、降下した放射性物質が直接付着する経路です。事故発生時に生育中であった葉物野菜などで放射性セシウム濃度の高い値がみられましたが、これが主要な汚染経路であったと考えられます。
- ② 右端の図は、農地に降下した放射性物質が根から吸収される経路です。事故後に作付けされたものについては、この経路が主要であると考えられます。
- ③ さらに、中央の図は、事故直後に果樹やお茶の樹体に付着した放射性物質が樹体内に浸透し、果実や茶の新芽に転流する経路です。

現在の各品目の主な汚染経路は、②又は③であり、各品目の汚染のメカニズムに合わせて低減対策が行われています。

本資料への収録日：2013年3月31日

関連 Q&A

・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

- ① 放射性物質を低減する対策の徹底
- ② 収穫後の放射性物質検査
- ③ 検査結果に応じて出荷制限

により安全確保。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

野菜、果実、茶などの農産物については、基本的な対応として、①生産現場において放射性物質の低減対策を徹底し、②収穫後は主に出荷前に放射性物質検査を行い、③検査結果に応じて、基準値を超えるものが流通しないよう出荷制限を行うことで、安全を確保しています。

本資料への収録日：2013年3月31日

関連 Q&A

- ・ 1章 QA41 学校給食に使用される野菜は大丈夫ですか
- ・ 4章 QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか
- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・ 4章 QA91 飲用に供する茶の具体的な検査方法を示してください

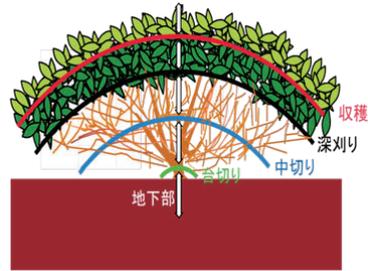
果樹の粗皮削り等

樹体に付着した放射性セシウムを、樹体表面の粗皮削り、高圧水による樹体洗浄等により低減。



茶の剪定

葉や樹体に付着し、茶葉に移行する放射性セシウムを、剪定・整枝により低減。



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

果樹や茶における放射性物質の低減対策は、樹体に直接付着した放射性セシウムが果実や茶の新芽に転流することを防ぐことを念頭に取り組みられています。

果樹については、粗皮を削ったり、高圧水で樹体を洗うなどの対策が行われており、茶については、通常より深く剪定する「深刈り」や「中切り」によって放射性セシウムに汚染した部位が切り落とされています。

本資料への収録日：2013年3月31日

関連 Q&A

・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

表土の削り取り

農地土壌を薄く削り取り、
土壌表層に蓄積している放
射性物質を除去



表層土壌と 下層土の反転

表層土と下層土を反転す
ることで、作物が吸収する
層の放射性物質濃度を低減



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

大気中に放出され農地に降下した放射性セシウムは、耕うんしていない農地では、表層に蓄積されています。そこで、放射性セシウム濃度の高い農地では表層を薄く削り取る方法や表層土壌と下層土を反転させる「反転耕」などの手法で、農地の除染が行われています。これらの取組により、農地の放射線量の低減が図られることとなりますが、同時に農作物の根の張る層の放射性物質濃度も低減され、放射性物質による農作物の汚染低減にもつながっています。

本資料への収録日：2013年3月31日

関連 Q&A

・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

肥料等の対策

- ・ 農地土壌の汚染を防ぐため、肥料、土壌改良資材、培土等の資材の暫定許容値（400ベクレル/kg）を設定※。
- ・ 各自治体等が検査を行い、許容値を超過するものについては利用の自粛等を実施。

※堆肥等を長期間施用しても、原発事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲に収まるよう設定。食品とは別の観点で設定。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

肥料、土壌改良資材、培土などの生産資材については、放射性セシウムに汚染されたものが農地に散布されることによる農地土壌の汚染の拡大を防ぐため、400ベクレル/kgの暫定許容値が設定されています。各自治体などにおいては、肥料などに含まれる放射性セシウム濃度の検査を行い、暫定許容値を超えるものが生産現場で使われないよう指導しています。

本資料への収録日：2013年3月31日

関連 Q&A

- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

- ・検査等のガイドラインを踏まえ各都道府県で検査を実施
 - ・過去の検査結果等を踏まえ、放射性セシウム濃度の検出
 - ・レベルの高い品目・地域について重点的に検査
- 検査のガイドライン(検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方)
 - 検査結果や知見の集積を踏まえて、より適確な検査が行われるよう見直し(平成23年4月4日の制定以来5回見直し)
 - これまでの検査点数:約102万点(この他米の全袋検査3,227万点など) 平成27年2月1日現在
 - 過去の検査結果等を分析し、基準値を超える可能性が考えられる品目、地域について、特に綿密な検査を実施

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

以上のような栽培面での取組に加えて、収穫物の放射性セシウム濃度の検査を行い、基準値を超過するものを流通させないような取組が行われています。

検査は、過去の結果などを基に、基準値を超える可能性があると考えられる品目・地域などで特に重点的に行われています。

具体的には、前年度の検査で基準値の2分の1の値を超えたことのある品目・地域で重点的な検査が行われるとともに、それ以外の品目・地域についても、摂取量や出荷量などに応じて自治体が計画的に検査を行っています。

本資料への収録日：2013年3月31日

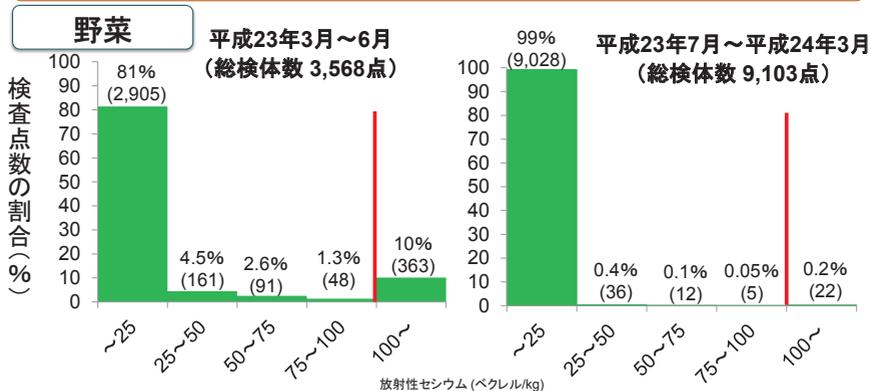
改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

関連 Q&A

・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

- ・ 事故直後に、放射性物質が生育中の作物に降下・付着したことから、100ベクレル/kg超がみられた。事故後に耕起作業をし、栽培した野菜については、基準値超過割合が著しく低い。



(注)・平成25年3月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

野菜については、事故直後の2011（平成23）年3～6月に収穫された葉物野菜などでは、事故直後に降下した放射性物質の葉物野菜などへの直接付着により、現在の基準値100ベクレル/kgを超える値が多く見られました。しかし、その後、事故後に作付けされた野菜が主となり、農地に降下した放射性物質の根からの吸収が主な汚染の経路に切り替わると、超過が減少しました。

本資料への収録日：2013年3月31日

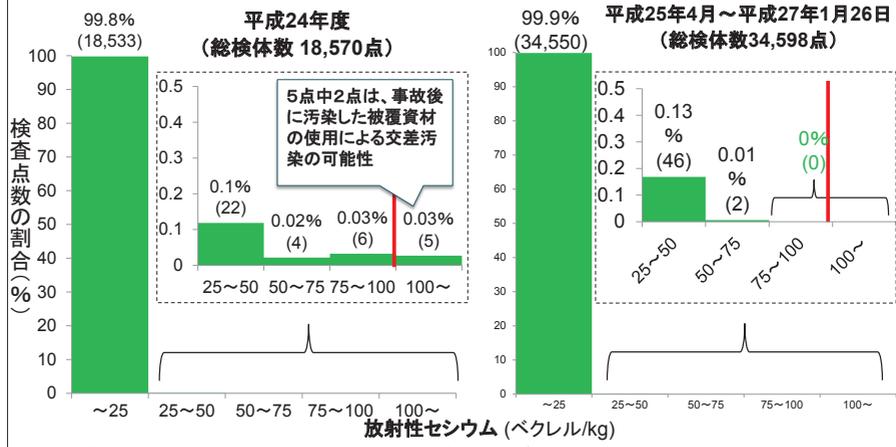
改訂日：2014年3月31日

本情報は事故当時（2011年度）の情報です。

関連 Q&A

- ・ 1章 QA41 学校給食に使用される野菜は大丈夫ですか
- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

- 平成24年度以降は、100ベクレル/kg超はごくわずかであり、平成25年度以降は基準値超過無し。



(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
 ・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。
農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

野菜の検査の2012（平成24）年度以降の結果を見ると、2012（平成24）年度には約1万9,000点を検査し、基準値を超過したものはわずか5点です。なお、この5点のうち2点は汚染された被覆資材を使用したことによる超過の可能性が高いと考えられています。また、2013（平成25）年度以降は2015（平成27）年1月末までで約3万5,000点を検査し、基準値を超過したものはなく、野菜については高い値が出ることは例外的になってきています。

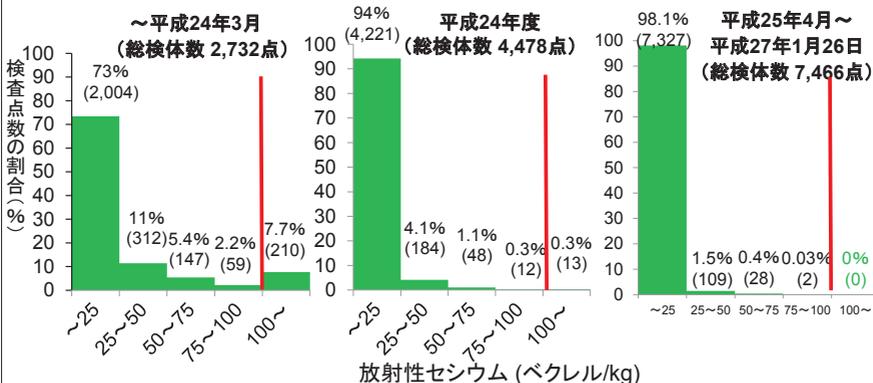
本資料への収録日：2013年3月31日
 改訂日：2014年3月31日
 ：2015年3月31日

本情報は2012～2014年度の情報です。

関連Q&A

- ・1章 QA41 学校給食に使用される野菜は大丈夫ですか
- ・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

- 平成23年度、事故直後に樹体に降下・付着した放射性セシウムの影響から、100ベクレル/kg超が1割弱みられた。
- 平成24年度は、100ベクレル/kg超の割合はごくわずかであり、平成25年度以降は基準値超過無し。



(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

果実についても、2012（平成24）年度の結果を見ると、約4,500点検査し、基準値である100ベクレル/kgを超過したものは13点であり、100ベクレル/kg超が1割弱見られた2011（平成23）年度に比べ、基準値超過はほとんど見られなくなりました。また、2013（平成25）年度以降は2015（平成27）年1月末までで約7,000点を検査し、基準値を超過したものはありません。これは、福島県などにおける果樹を一本一本除染する取組などにより、放射性物質の低減が図られるとともに、基準値を超える可能性が高い地域・品目について、適切に出荷制限が指示された結果と考えられます。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

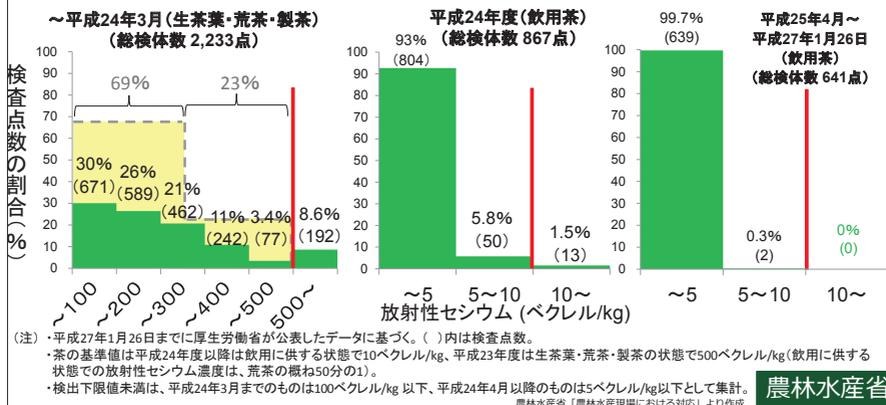
本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連Q&A

・4章 QA3

農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

- 平成23年度は、事故直後に葉や枝に降下・付着した放射性物質の影響から、暫定規制値超過が1割弱みられた。
- 平成24年度以降は、基準値超過の割合は減少し、平成25年度以降は基準値超過無し。



茶については、2011（平成23）年度は当時の暫定規制値 500 ベクレル /kg を超えるものが見られましたが、これは事故直後に大気中に放出された放射性セシウムが木に直接付着し、それが新芽に移行して汚染されたためと考えられます。

そのような状況の中で、茶の放射性セシウムの低減対策として、中切りや深刈りを進めてきました。このような低減対策の取組の結果として、超過は減少しており、基準値を超過した割合は、2011（平成23）年度は約9%であったのに対して、2012（平成24）年度は約2%となり、2013（平成25）年度以降は2015（平成27）年1月末までで641点を検査し、基準値を超過したものはありません。

なお、2012（平成24）年度からの検査では測り方が変わりました。以前は荒茶や乾燥した葉の状態で測っていましたが、2012（平成24）年度からは実際には摂取する状態で測るという考え方に基づいているため、飲用する状態で（お茶として浸出して）検査を行っています。茶の基準値は飲料水と同じ10ベクレル/kgです。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

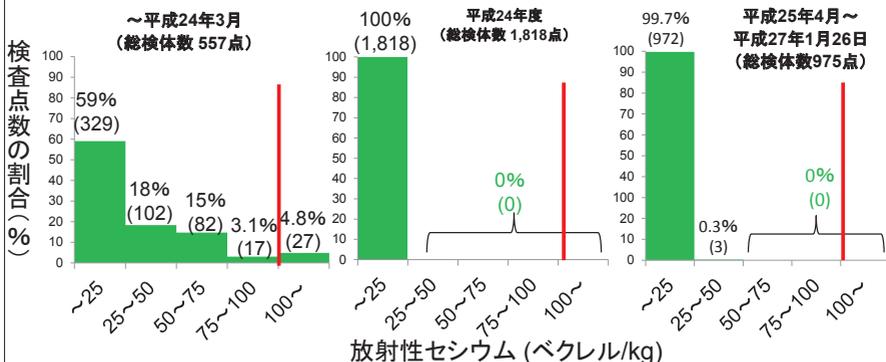
：2015年3月31日

本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連 Q&A

- ・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・4章 QA5 暫定規制値を厳しくしたということですが、これまでの暫定規制値の安全性についてはどのように考えているのでしょうか
- ・4章 QA32 製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準値を適用する茶の範囲を教えてください
- ・4章 QA37 抹茶や、茶葉をそのまま粉砕した粉末茶を湯に溶かして飲用する場合は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか
- ・4章 QA38 抹茶を加えたせん茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか
- ・4章 QA42 粉末飲料等の、希釈して飲まれる飲料は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか
- ・4章 QA90 通常、水で浸出して飲用に供される茶は、どのように検査を行うのでしょうか
- ・4章 QA91 飲用に供する茶の具体的な検査方法を示してください
- ・4章 QA92 飲用に供する茶の試験に関し、荒茶又は製茶で検査する場合の検出限界値を教えてください

- ・ 事故直後は、生育中の麦に放射性物質が降下・付着したことから100ベクレル/kg超が約5%みられた。
- ・ 平成24年度以降基準値超過無し。



(注) ・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
 ・検出下限値未滿は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

麦は、事故時には生育中だったため、降下した放射性セシウムが葉に付着して、2011（平成23）年産については現在の基準値100ベクレル/kgを超えるものが見られました。しかしながら、2012（平成24）年産以降は基準値を超過したものはありません。

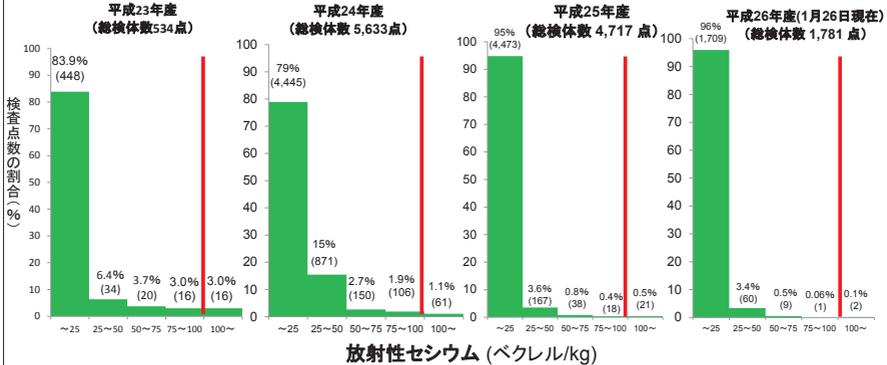
本資料への収録日：2013年3月31日
 改訂日：2014年3月31日
 ：2015年3月31日

本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連 Q&A

・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

- ・平成23年産は、根からの吸収により検体数の3%で100ベクレル/kgを超過。
- ・平成24年産以降も、100ベクレル/kg超過がみられるものの、その割合が低下。



(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

- ・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。
- ・生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

農林水産省

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

2012（平成24）年産の大豆は、2011（平成23）年産に比べると、基準値超過の割合は減少したものの、超過が見られたため、放射性セシウム濃度低減のための調査研究を行いました。

2013（平成25）年産以降においては、その結果を踏まえて、カリ施肥などの放射性セシウムの吸収抑制対策を行いました。この結果、2014（平成26）年産においては、2015（平成27）年1月末までで約2,000点を検査し、基準値を超過したものは一部地域に限られた2点（0.1%）と大きく減少しています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連Q&A

- ・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか